3　電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用
本案件は、電子調達システムで入札等を行うことができる対象案件である。
4　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出方法　電子入札の場合は、電子調達システムによる。紙入札の場合は、下記４⑸に示す場所及び日時に提出する。電子調達システムに停電等の不具合、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、紙入札に移行することがある。
⑵　入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒100―8952 東京都千代田区霞が関１―２―１　林野庁国有林野部経営企画課業務革新班　電話03―3502―6008
⑶　入札説明書の交付方法　上記４⑵交付場所のほか林野庁のウェブサイト、調達ポータル（https://www.p-portal.go.jp/ppsweb-biz/UZA01/OZA0101）において無料にて交付する。郵送又はメールによる交付を希望する場合は、上記４⑵交付場所まで電話で問い合わせること。
⑷　入札説明会　開催しない。
⑸　入札書等の提出期限及び提出場所　令和８年２月16日午後５時（ただし、郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）による入札書の受領期限については、令和８年２月13日午後５時とする。）
〒100―8952 東京都千代田区霞が関１―２―１　林野庁林政部林政課会計経理第１班支出負担行為第１係（電子入札による場合は、電子調達システムにより提出する。）
⑹　開札の日時及び場所　令和８年２月27日午後２時　林野庁入札室（農林水産省７階ドア№766）
5　再度入札
開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する入札者は、入札書を持参すること。電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。
ただし、郵送による入札があった場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。場所、日時、入札締切等については応札者全員にメールや電話等で通知する。
6　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した競争参加に必要な証明書類を令和８年２月16日午後５時までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該証明書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該証明書類に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札及び入札心得第５条の規定に違反した者の入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を実施できると支出負担行為担当官が判断した証明書類を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で支出負担行為担当官が入札説明書で説明する、性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）のうち、最低限の要求要件を全て満たしている性能等を提案した入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価の最も高い者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　競争参加に必要な証明書類の提出場所、提出期限ほか、詳細は入札説明書による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : KOSAKA Zentaro, Director General of Forestry Agency
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : The operation and maintenance for upgrading GIS system of National Forest, 1 set
⑷　Fulfillment period : As shown in the tender documentation
⑸　Fulfillment place : As shown in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　have the Grade “A” or “B” in terms of qualification “Provision of services” for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2025, 2026 and 2027.
④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
⑤　prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.
⑥　meet the other qualification requirements by the tender documentation.
⑺　Time-limit for tender : 5 : 00 P.M., 16 February, 2026 (tenders submitted by mail 5 : 00 P.M., 13 February, 2026)
⑻　Contact point for notice : National Forest Planning Division, National Forest Department, Forestry Agency, 1―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8952 Japan. TEL 03―3502―6008

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年12月26日
支出負担行為担当官
資源エネルギー庁長官官房総務課長
曳野　潔
◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　役務等件名及び数量　令和８年度石油産業体制等調査研究等事業（平常時及び緊急時における石油需給動向等調査等事業（Web提出基盤運用保守業務））　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期限　令和９年３月31日
⑸　履行場所　当庁の指定する場所。
⑹　入札方法　入札金額は上記１⑵に関する総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。